

② 浄化槽補助制度を一部改正します

国の浄化槽補助制度の改正に伴い、市においても浄化槽補助制度を一部改正します。ご不明な点は、下水道課までお問い合わせ下さい。

改正内容 新築家屋の浄化槽設置および合併処理浄化槽の交換の取り扱い

- 対象**
- (1) 単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用していた方が、新築家屋に建て替え、新築する場合の浄化槽設置
 - (2) 他市町村から転入して家屋を新築する場合の浄化槽設置
 - (3) 市内で下水道区域及び農業集落排水区域から浄化槽整備区域に転居し、家屋を新築する場合の浄化槽設置 ※戸建て住宅で浄化槽を使用していた方は、対象外
 - (4) 災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴う浄化槽設置や、災害に伴い故障した合併処理浄化槽の更新

- 対象外**
- (1) 戸建て住宅で合併処理浄化槽を使用していた方が、新築家屋の建て替えする場合の浄化槽設置
 - (2) 既設合併処理浄化槽の更新（災害が伴うものは除く）
 - (3) 都市計画法に基づく開発許可を得た民間事業者による新たな宅地造成に伴う浄化槽設置

問 下水道課（内線 71111）

③ 入札参加資格の追加受け付けを行います

市が発注する建設工事、建設コンサルタント等の業務委託および物品販売、役務の提供等の入札（見積り）に参加を希望する場合には、市の入札参加資格者名簿への登録が必要です。

市の入札（見積り）に参加を希望される方は、参加資格審査申請書を提出してください。

なお、物品販売、役務の提供等に関しては、市への申請となります。建設工事、建設コンサルタント等委託業務に関しては、茨城県入札参加資格共同受け付けへの申請となり、市では手続きができません。

入札参加資格者名簿への登録有効期間は、7月1日から2021年3月31日までです。

【建設工事・建設コンサルタント等委託業務】

申込方法 茨城県入札参加資格電子申請システムからお申し込みください。

申込期間 5月7日（火）～13日（月）

※申請の要項および申請書等については、4月上旬に茨城県土木部監理課ホームページでご案内する予定です。（HP <http://www.pref.ibaraki.jp>⇒「土木部監理課」で検索）

【物品販売・役務の提供等】

申込方法 窓口へ持参または郵送（書留郵便）でお申し込みください。

申込期間 5月7日（火）～13日（月）

受付時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

※この期間を過ぎて送達された申請書は受理しませんので、ご注意ください。

※郵送による提出は当日消印有効、信書便による提出は当日通信日付印有効

※申請の要項および申請書等については、市ホームページおよび財政課窓口でご案内しています。

（市ホームページ ⇒ 「参加受付」 で検索）

問 財政課（内線 219）

④ 2019年国民生活基礎調査を実施します

国民生活基礎調査は、国民の保健、医療、福祉、年金、所得等の状況を世帯面から総合的に判断し、今後の厚生労働行政の企画および立案の基礎資料として活用されます。

今回、笠間市の一部の地域が調査区として指定を受け、4月中旬から6月にかけて調査を実施することになりました。

対象となった世帯の方は、趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。

問 茨城県水戸保健所 地域保健推進室 Tel 029-241-0100